

茨木市人権擁護対策推進委員会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市人権擁護対策推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2 同和問題をはじめとする人権意識の高揚をはかり、人権対策を総合的かつ効果的に推進するため、委員会を設置する。

(所掌事項)

第3 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権擁護対策に係る基本的事項に関すること。
- (2) 差別事件に係る調査結果及びその対策案について、各所管部から報告を受け決定すること。
- (3) 人権啓発の基本的事項に関すること。
- (4) 差別身元調査事件に関すること。

(委員)

第4 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は市長とし、副委員長は市民文化部担当副市長とする。
- 3 委員長は、委員会の事務を掌理し、これを代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、委員長が招集し会議を主宰する。

(専門部会)

第7 委員長が必要と認めるときは、専門的事項を調査検討させるため委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する関係職員をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その所管に係る事項についての意見を聴取するため、職員以外の学識経験者等を構成員とすることができる。
- 3 専門部会は、部会長1名を置く。

(意見の聴取)

第8 委員長又は部会長が必要と認めるときは、委員会の構成員または専門部会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴取することができる。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、市民文化部において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和60年6月10日から実施する。

2 茨木市同和問題人権対策委員会要綱（昭和52年10月1日実施）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和62年12月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年12月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第4関係）

市長 副市長 水道事業管理者 教育長 市理事 議会事務局長 総務部長 危機
管理監 企画財政部長 市民文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども育成部長
産業環境部長 都市整備部長 建設部長 会計管理者 消防長 水道部長 教育委員
会教育総務部長 同学校教育部長 部に理事を置くときは当該部の理事